



高校通学区制度に関する研究

三上, 和夫
野崎, 洋司

(Citation)

神戸大学発達科学部研究紀要, 6(1):77-94

(Issue Date)

1998-09

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81000321>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81000321>



高校通学区制度に関する研究

三上和夫*・野崎洋司**

A Study of the Structure of Secondary School Home Districts

Kazuo MIKAMI ・ Hiroshi NOZAKI

はじめに ～高校通学区制度への問題関心～

高校通学区制度とは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(以下、地教行法という)第50条を根拠法として、各都道府県教育委員会規則に基づいて運用される教育制度である。そこでは県域を複数個に区分し、住民の就学可能な公立高校を限定することが基本的な行政行為とされる。また特定校に志願者が集中するという事態を避けるため、入学者決定の際の調整が認められている。

この制度は戦中期の中等学校に適用された「学区制」と「総合考査制」を前史として、新制高校発足以来50年にわたる制度経験を有している。その制度形態は義務教育学校の通学区制度とは異なり、各県ごとに多様なものが認められ一括して捉えることはできない。普通科高校についていえば、1通学区に含まれる学校数を1校を基本とする県から5校程度とする県、更には数十校とする県など様々である。ところで一つの学区に含まれる学校数の多少により学区内の教育環境が異なったものとなる。すなわち1学区1校(小学区)であれば競争主義的な教育環境は緩和されるが、1学区2～6校(中学区)更には7校以上(大学区)になると、高校の「学校間格差」が学校数に比例して生じ、共同主義的な教育環境は醸成されにくくなる。今日、中学生を取り巻く教育環境の中で高校受験の問題は大きな位置を占めている。また高校においては「学校間格差」が高校生の教育環境に負の影響を与えている。こうした問題に対しては、居住地の都道府県教育委員会がどのような高校通学区制度を選択しているかによってその教育環境に大きな違いが生じる。

今日、児童・生徒をめぐる教育課題を克服する上で、高校通学区制度の運用如何が教育現実に対してどのような影響を及ぼすかの検証が求められる。ところがその前提となる高校通学区制度それ自体の研究は充分にはなされていない⁽¹⁾。従来高校通学区制度は研究課題と言うよりも政策課題として論じられることが多く、高校増設や入試制度改革といった課題への対応策として検討された。そこで本研究では高校通学区制度そのものを研究対象とし、50年にわたる制度経験の総括と分析を行い、制度的価値の抽出を試みたい。まず第一に現行制度の法制上の理論研究を行う。第二に50年の歴史に時期区分を施しそれぞれの時期の特徴を論じるとともに現在の位置を確認する。第三に各県の制度経験を分類しそれらに評価を加える。そして第四に高校通学区制度の現時点での到達と今後の研究上の課題を提示していきたい。

*神戸大学発達科学部教育科学論講座 **兵庫県立明石北高等学校

(1998年4月30日 受付)
(1998年6月15日 受理)

1. 高校通学区制度の法制

公立高等学校の通学区域の指定は都道府県教育委員会の権限とされ、教育委員会法第54条（1948～1956年）と、地教行法第50条（1956年～現在）に法的根拠を持つ。ここでは本研究が主題とする高校通学区制度の法的根拠となる条項の条文解釈を試みる。

1948年7月に制定された教育委員会法は「通学区域の指定」について以下のように定めている。

（第54条）

都道府県教育委員会は、高等学校の教育の普及及びその機会均等を図るため、教育委員会規則の定めるところにより、その所轄の地域を数個の通学区域に分ける。但し、必要がある場合には、生徒の就学につきこれを調整することができる。

まず、「高等学校」とは公立の高等学校を指し、市町村立や組合立の高校も対象とされたが、国・私立高校は対象外とされた。「所轄の地域」とは都道府県域をさし、「数個の通学区に分ける」とされたことから全県一区の高校は存在が認められなかった⁽²⁾。またそれは職業課程を置く高校にも適用された。そして通学区を区分するのは「高等学校の教育の普及」と「機会均等」のためであるとした。その際に「従来旧制中等学校に対して世人がもっていたいわゆる学校差の観念が未だ払拭されていない」⁽³⁾ため、高校の増設・拡充を図りその健全育成を進める上でも学区制が必要であるとした。そして通学区域の設定に関しては基本的には法規命令の性質を有する「教育委員会規則」で定めるとした。ただしその法規命令は一般行政のそれとは違い、あくまで教育の論理によることを前提とし、「但し」以降の条項では必要に応じた調整が認められている。この条項に基づき文部省と各都道府県教委は新制高校の開設に取り組んだ。1952年の都道府県教委に対する文部省の解説で、「学区制の意義」としては「①高校教育の機会均等」「②高校の地域化」「③入学競争の弊害排除」「④高校教育の普及」の四点があげられている。

1956年6月2日に成立をみた、地教行法はその性質から「新教育委員会法」とも呼ばれ、同法の公布により教育委員会法（以下必要に応じて、旧法という）は同年9月30日をもって廃止され「高等学校の通学区域の指定」については次のように改められた。

（第50条）

都道府県教育委員会は、高等学校の教育の普及及びその機会均等を図るため、教育委員会規則で、当該都道府県内の区域に応じて就学希望者が就学すべき都道府県委員会又は市町村教育委員会の所管に属する高等学校を指定した通学区域を定める。ただし、一の通学区域内にある都道府県教育委員会又は市町村教育委員会の所管に属する高等学校に就学希望者が集中する等特別の事情がある場合においては、通学区域について必要な調整を行うことができる。

2 前項の場合において、又は市町村教育委員会の所管に属する高等学校に係る部分については、都道府県教育委員会は、あらかじめ当該市町村教育委員会の意見をきかなければならない。

文部省の担当官であった木田宏初中局地方課長の解説によれば「本条の規程は旧教育委員会法第54条の規程とその趣旨において全く同じである。ただ規制の対象となる高等学校が市町村立のものも含むことを明らかにする等規程を整備し、かつ第2項を付して本条の規程の円滑な運営を期している」⁽⁴⁾とされた。しかし以下に指摘するように多くの点で趣旨の変更があったことが認められる。

まず第一に旧法の「所轄の地域を数個に分ける」とした規程の欠落である。旧法の趣旨に鑑みて、「全県一区とすることは許されない」（行政実例：1956年10月18日委初287号）としながらも、学区を分割・縮小するという行政目標が希薄化することとなった。つまり全県一区でなければよいというこ

高校通学区制度に関する研究

とになり、学区の縮小・分割よりも統合が進められる根拠となったのである。第二に「一の通学区内にある」公立高校に「就学希望者が集中する」といった事態の想定である。戦後の学区制はそもそもこうした事態を生じさせないために通学区域指定の条項を定めたのであり、ここに旧法との立場の違いが露呈するところとなる。また「一の通学区域内」に一つの高校しかない場合はもとより入学者調整の必要はない。つまり「一の通学区域内」に複数の同種の高校が存在することを前提としており、更にはそのことを是認しているのである。第三に第2項の規程が都道府県教委と市町村教委の上下関係を固定化したことである。旧法の解説⁽⁵⁾においても、市町村立及び組合立高校の通学区域は都道府県教委が企画するものとされていたが、あくまでそれは「便宜上のこと」で、実際は両者が協議した上で決定されるものであった。ところが第2項の規程により、計画主体はひとり都道府県教委となり、市町村教委は「意見を述べる」だけの存在となった。また市町村立の高校が県立移管するに従って意見具申ができる市町村も減少していくのである。第四に地教行法の『解説』⁽⁶⁾において「高校の地域化」に寄与するといった視点が完全に欠落していることである。旧法の条理としては高等学校教育の「普及」と「機会均等」はそのまま「高校の地域化」へとつながっていたのである。そうした条理が上に指摘した第一、第二の問題点と相俟って希薄化するところとなった。

以上総じて言えば、地教行法第50条は通学区の広域化を容認し、そこでの複数の同一課程同一学科の高校の併存を認め、入学希望者の特定校集中を前提としつつもそれが過度に起きた時にのみ入学者調整をし、その主体は都道府県教委であることを規程したのである。現在各都道府県では同法を根拠として規則を定め高校通学区制度を運用している。しかしその形態は各県ごとに多種多様である。その多様さは地教行法の解釈が各県ごとに異なるからであり、そうした解釈のずれは旧法の規程との間にある質的な違いから生じている。つまり旧法の趣旨に則ろうとした県と地教行法の趣旨に則ろうとした県、両者の間で揺れた県などが、それぞれの地理的・社会的・歴史的條件に制約を受けつつ独自の形態を作り上げていったのである。

II. 高校通学区制度の歴史と展開

高校通学区制度は戦後50年にわたる制度運用を重ね、今日様々な様相を帯びるに至った。その過程で政府の政策転換や、それに伴う自治体の政策転換、更には社会的風潮や隣接県の動向といった要因が制度変更を促す契機となった。ここではそうした社会的背景を踏まえつつ、各県の動向を全国的な視野に立って捉え直す。そして高校通学区制度50年の変遷を以下のように6期に時期区分をし、それぞれの時期の特徴を概括し、現在の状況を歴史的に捉える視座を構築したい。

(I) 学区制期(1948~56年)

新制高校発足から地教行法の成立までとし、教育委員会法の適用を受けた期間とする。文部省は学区制の徹底を目標として、総合制と男女共学を進めるために旧制中等学校の統廃合を勧奨した。旧制中等学校は各府県の管轄であったため、文部省の指令のもとで一斉に進むということはなかったが、概ね学区制の導入が進められた。特に全日制普通課程については、小学区による学区設定がなされたと見てよい。職業課程については水産課程や工業課程など県下に少ない課程については全県学区(当時は「大学区」と呼んだ)⁽⁷⁾がとられたものの、商業・家庭・農業課程といった数の多い課程については小学区が設定された。また普通課程に併置される場所では両者の通学区が重複するように設定され、多課程併置型の総合制高校の設置が進められた。定時制課程については普通課程、職業課程ともにほとんどの県で全県学区とされたが、青森、山梨、長野、高知県といった山間部を抱える県においては全日制に準ずる設定が行われた。

(II) 統合期(1957~66年)

地教行法施行から通学区の広域化に一定の歯止めがかかるまでの10年間とする。地教行法の施行を

(表1) 各都道府県の通学区数の推移

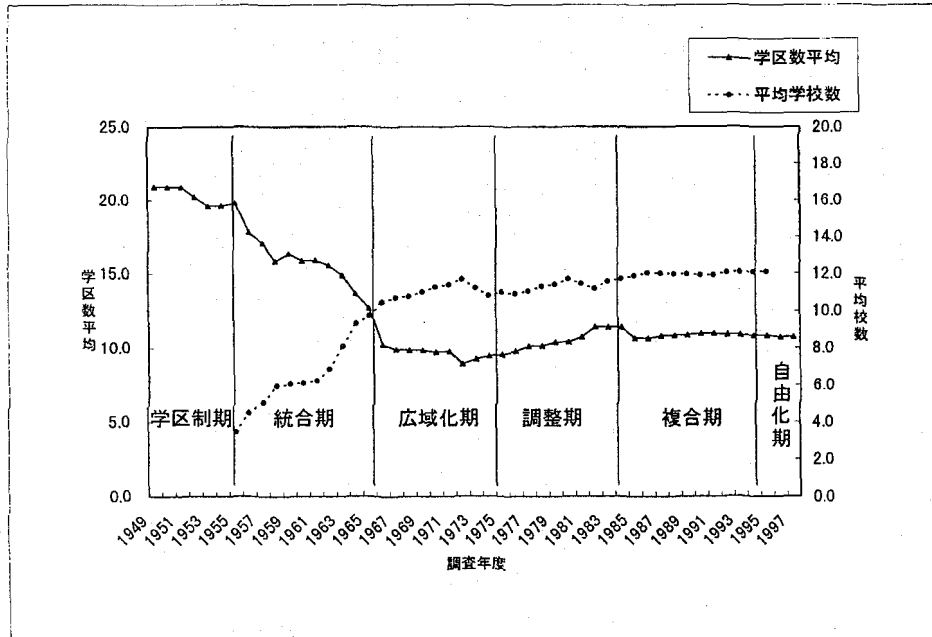
年度	北海道	青森県	岩手県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	学区平均								
1950(S25)	95	6	21	13	10	14	21	8	15	12	8	18	10	9	23	21	14	12	11	9	27	37	39	15	9	25	13	56	18	21	11	16	24	46	23	20	14	29	12	52	10	18	22	14	13	35	16	20.9
1951(S26)	95	6	21	13	10	14	21	8	15	12	8	18	10	9	23	21	14	12	11	9	27	37	39	15	9	25	13	56	18	22	11	16	24	46	23	20	14	29	12	52	10	18	22	14	13	35	17	20.9
1952(S27)	95	6	21	13	10	14	21	8	15	12	8	18	10	9	23	21	14	12	11	9	27	37	39	15	9	25	13	56	18	22	11	16	24	46	23	20	14	29	12	52	10	18	22	14	13	35	17	20.9
1953(S28)	95	6	21	13	10	14	21	8	15	12	8	18	10	9	23	21	14	12	11	9	27	37	39	15	9	25	13	56	18	22	11	16	24	46	23	20	14	29	12	52	10	18	22	14	13	35	17	20.9
1954(S29)	95	6	21	13	10	14	21	8	15	12	8	18	10	9	23	21	14	12	11	9	27	37	39	15	9	25	13	56	18	22	11	16	24	46	23	20	14	29	12	52	10	18	22	14	13	35	17	20.9
1955(S30)	95	6	21	13	10	14	21	8	15	12	8	18	10	9	23	21	14	12	11	9	27	37	39	15	9	25	13	56	18	22	11	16	24	46	23	20	14	29	12	52	10	18	22	14	13	35	17	20.9
1956(S31)	95	6	21	13	10	14	21	8	15	12	8	18	10	9	23	21	14	12	11	9	27	37	39	15	9	25	13	56	18	22	11	16	24	46	23	20	14	29	12	52	10	18	22	14	13	35	17	20.9
1957(S32)	97	16	25	13	8	3	21	8	9	4	8	18	10	19	23	4	3	4	11	4	28	10	2	17	4	28	13	95	13	20	8	17	23	41	24	13	14	34	14	33	11	17	23	15	10	14	16	17.8
1958(S33)	101	17	20	13	8	3	21	8	9	4	8	18	10	19	23	4	3	4	11	4	28	10	2	17	4	28	13	95	13	20	8	17	23	41	24	13	14	34	14	33	11	17	23	15	10	14	16	17.1
1959(S34)	125	17	20	13	8	3	21	8	9	4	8	18	10	19	23	4	3	4	11	4	28	10	2	17	4	28	13	95	13	20	8	17	23	41	24	13	14	34	14	33	11	17	23	15	10	14	16	15.8
1960(S35)	102	17	20	13	8	3	21	8	9	4	8	18	10	19	23	4	3	4	11	4	28	10	2	17	4	28	13	95	13	20	8	17	23	41	24	13	14	34	14	33	11	18	23	15	10	14	16	16.3
1961(S36)	108	6	20	13	8	3	21	8	9	4	8	18	10	19	24	4	3	4	11	4	28	10	2	17	4	28	13	95	13	20	8	17	23	41	24	13	14	34	14	33	11	18	23	15	10	14	16	15.9
1962(S37)	117	6	20	13	8	3	21	8	9	4	8	18	10	19	25	4	3	4	11	4	28	10	2	17	4	28	13	95	13	20	8	17	23	41	24	13	14	34	14	33	11	18	23	15	10	14	16	15.9
1963(S38)	125	6	20	13	8	3	16	8	9	4	8	18	10	9	21	4	3	4	11	4	28	10	2	17	4	28	13	95	13	20	8	17	23	41	24	13	14	34	14	33	11	18	23	15	10	14	16	14.9
1964(S39)	130	6	20	13	8	3	16	8	9	4	8	18	10	9	28	4	3	4	11	4	28	10	2	17	4	28	13	95	13	20	8	17	23	41	24	13	14	34	14	33	11	18	23	15	10	14	16	13.6
1965(S40)	130	6	20	13	8	3	16	8	9	4	8	18	10	9	10	4	3	4	11	4	28	10	2	17	4	28	13	95	13	20	8	17	23	41	24	13	14	34	14	33	11	18	23	15	10	14	16	12.7
1966(S41)	8	6	20	13	8	3	16	8	9	4	8	18	10	9	10	4	3	4	11	4	28	10	2	17	4	28	13	95	13	20	8	17	23	41	24	13	14	34	14	33	11	18	23	15	10	14	16	10.2
1967(S42)	8	6	20	13	8	3	16	8	9	4	8	18	10	9	10	4	3	4	11	4	28	10	2	17	4	28	13	95	13	20	8	17	23	41	24	13	14	34	14	33	11	18	23	15	10	14	16	9.9
1968(S43)	8	6	20	13	8	3	16	8	9	4	8	18	10	9	10	4	3	4	11	4	28	10	2	17	4	28	13	95	13	20	8	17	23	41	24	13	14	34	14	33	11	18	23	15	10	14	16	9.8
1969(S44)	8	6	20	13	8	3	16	8	9	4	8	18	10	9	10	4	3	4	11	4	28	10	2	17	4	28	13	95	13	20	8	17	23	41	24	13	14	34	14	33	11	18	23	15	10	14	16	9.8
1970(S45)	8	6	20	13	8	3	16	8	9	4	8	18	10	9	10	4	3	4	11	4	28	10	2	17	4	28	13	95	13	20	8	17	23	41	24	13	14	34	14	33	11	18	23	15	10	14	16	9.7
1971(S46)	8	6	20	13	8	3	16	8	9	4	8	18	10	9	10	4	3	4	11	4	28	10	2	17	4	28	13	95	13	20	8	17	23	41	24	13	14	34	14	33	11	18	23	15	10	14	16	9.7
1972(S47)	8	6	20	13	8	3	16	8	9	4	8	18	10	9	10	4	3	4	11	4	28	10	2	17	4	28	13	95	13	20	8	17	23	41	24	13	14	34	14	33	11	18	23	15	10	14	16	8.9
1973(S48)	21	6	20	13	8	3	8	8	9	4	8	18	10	9	10	4	3	4	11	4	28	10	2	17	4	28	13	95	13	20	8	17	23	41	24	13	14	34	14	33	11	18	23	15	10	14	16	9.2
1974(S49)	21	6	20	13	8	3	8	8	9	4	8	18	10	9	10	4	3	4	11	4	28	10	2	17	4	28	13	95	13	20	8	17	23	41	24	13	14	34	14	33	11	18	23	15	10	14	16	9.4
1975(S50)	21	6	20	13	8	3	8	8	9	4	8	18	10	9	10	4	3	4	11	4	28	10	2	17	4	28	13	95	13	20	8	17	23	41	24	13	14	34	14	33	11	18	23	15	10	14	16	9.4
1976(S51)	21	6	20	13	8	3	8	8	9	4	8	18	10	9	10	4	3	4	11	4	28	10	2	17	4	28	13	95	13	20	8	17	23	41	24	13	14	34	14	33	11	18	23	15	10	14	16	9.6
1977(S52)	21	6	20	14	3	3	8	8	9	4	8	18	10	9	10	4	3	4	11	4	28	10	2	17	4	28	13	95	13	20	8	17	23	41	24	13	14	34	14	33	11	18	23	15	10	14	16	9.8
1978(S53)	21	6	20	14	3	3	8	8	9	4	8	18	10	9	10	4	3	4	11	4	28	10	2	17	4	28	13	95	13	20	8	17	23	41	24	13	14	34	14	33	11	18	23	15	10	14	16	10.1
1979(S54)	21	6	20	14	3	3	8	8	9	4	8	18	10	9	10	4	3	4	11	4	28	10	2	17	4	28	13	95	13	20	8	17	23	41	24	13	14	34	14	33	11	18	23	15	10	14	16	10.1
1980(S55)	21	6	20	14	3	3	8	8	9	4	8	18	10	9	10	4	3	4	11	4	28	10	2	17	4	28	13	95	13	20	8	17	23	41	24	13	14	34	14	33	11	18	23	15	10	14	16	10.4
1981(S56)	21	6	20	14	3	3	8	8	9	4	8	18	10	9	10	4	3	4	11	4	28	10	2	17	4	28	13	95	13	20	8	17	23	41	24	13	14	34	14	33	11	18	23	15	10	14	16	10.4
1982(S57)	51	6	20	14	3	4	8	8	9	4	8	18	10	9	10	4	3	4	11	4	28	10	2	17	4	28	13	95	13	20	8	17	23	41	24	13	14	34	14	33	11	18	23	15	10	14	16	10.7
1983(S58)	52	6	20	14	3	4	8	8	9	4	8	18	10	9	10	4	3	4	11	4	28	10	2	17	4	28	13	95	13	20	8	17	23	41	24	13	14	34	14	33	11	18	23	15	10	14	16	11.4
1984(S59)	52	6	20	14	3	4	8	8	9	4	8	18	10	9	10	4	3	4	11	4	28	10	2	17	4	28	13	95	13	20	8	17	23	41	24	13												

高校通学区制度に関する研究

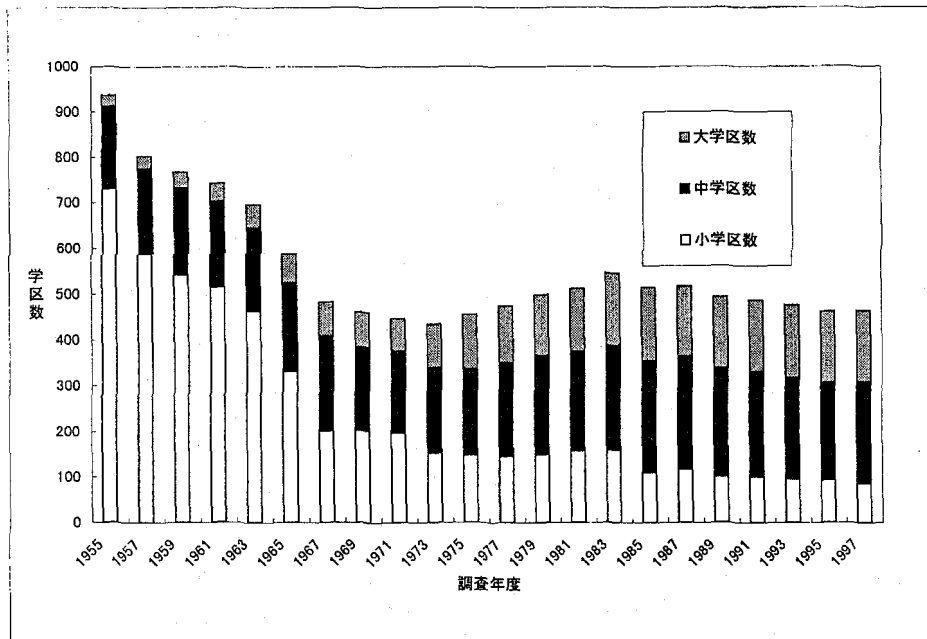
(表2) 通学区ごとの公立高校の学校数平均

年度	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	平均校数			
1955(S30)	13	22	18	38	31	197	30	64	25	110	59	27	114	28	24	18	73	43	16	198	13	68	15	20	55	10	58	21	13	11	19	16	16	11	21	16	19	13	17	15	21	15	14	23	21	17	12	34		
1956(S31)	13	21	18	38	46	160	30	64	41	110	61	29	114	28	24	70	73	44	19	198	14	68	34	21	55	11	58	21	13	12	29	15	16	12	20	19	18	12	17	16	20	16	17	23	21	44	12	45		
1957(S32)	14	21	18	38	46	167	30	64	41	110	61	29	114	28	24	73	73	44	19	198	200	70	34	21	55	11	58	21	13	12	34	15	17	12	20	20	19	12	18	16	17	18	20	16	18	24	25	47	14	60
1958(S33)	13	19	23	39	48	170	30	65	41	113	63	12	116	29	26	73	73	59	19	198	210	70	36	21	58	10	58	21	11	31	36	16	18	13	20	15	19	12	17	18	20	17	18	24	25	47	14	61		
1959(S34)	11	19	23	39	48	170	30	65	41	113	63	12	116	29	26	73	73	59	20	200	210	70	36	21	58	10	58	21	11	31	36	16	18	14	20	15	19	12	17	18	20	17	18	24	25	47	14	61		
1960(S35)	14	19	23	39	48	170	30	66	41	118	63	13	118	29	27	80	77	90	20	200	220	71	37	21	60	10	61	21	11	31	36	16	18	14	20	15	19	12	17	18	22	17	19	25	25	47	16	61		
1961(S36)	13	19	23	39	48	170	30	66	41	118	63	13	118	29	26	83	77	90	21	200	220	71	37	21	60	10	61	21	11	31	36	16	18	14	20	15	19	12	17	18	22	17	19	25	25	47	16	62		
1962(S37)	14	18	24	41	54	183	32	71	47	120	71	163	119	31	28	90	87	95	21	200	230	72	38	21	62	10	61	21	11	31	36	16	18	14	20	15	19	12	17	18	22	17	19	25	25	47	16	62		
1963(S38)	14	18	26	45	56	187	46	78	50	130	76	169	137	33	28	93	103	105	25	200	240	73	39	21	63	10	61	21	11	31	36	16	18	14	20	15	19	12	17	18	22	17	19	25	25	47	16	63		
1964(S39)	14	18	26	45	56	187	49	81	52	133	81	79	138	33	29	95	113	103	25	200	250	74	40	21	64	10	61	21	11	31	36	16	18	14	20	15	19	12	17	18	22	17	19	25	25	47	16	63		
1965(S40)	14	18	26	45	56	187	49	81	52	133	84	80	141	33	29	95	117	125	26	200	260	75	41	21	65	10	61	21	11	31	36	16	18	14	20	15	19	12	17	18	22	17	19	25	25	47	16	63		
1966(S41)	22	72	32	48	58	197	49	83	54	133	84	80	142	33	29	95	117	125	26	200	270	76	42	21	66	10	61	21	11	31	36	16	18	14	20	15	19	12	17	18	22	17	19	25	25	47	16	63		
1967(S42)	22	73	32	50	61	193	51	83	54	133	85	81	150	33	29	95	117	125	26	200	280	77	43	21	67	10	61	21	11	31	36	16	18	14	20	15	19	12	17	18	22	17	19	25	25	47	16	63		
1968(S43)	22	73	32	52	61	193	51	83	56	133	85	81	150	33	29	95	117	125	26	200	290	78	44	21	68	10	61	21	11	31	36	16	18	14	20	15	19	12	17	18	22	17	19	25	25	47	16	63		
1969(S44)	23	73	33	54	63	193	53	85	56	133	85	81	150	33	29	95	117	125	26	200	300	79	45	21	69	10	61	21	11	31	36	16	18	14	20	15	19	12	17	18	22	17	19	25	25	47	16	63		
1970(S45)	23	73	33	54	63	193	53	85	56	133	85	81	150	33	29	95	117	125	26	200	310	80	46	21	70	10	61	21	11	31	36	16	18	14	20	15	19	12	17	18	22	17	19	25	25	47	16	63		
1971(S46)	23	73	33	54	63	193	53	85	56	133	85	81	150	33	29	95	117	125	26	200	320	81	47	21	71	10	61	21	11	31	36	16	18	14	20	15	19	12	17	18	22	17	19	25	25	47	16	63		
1972(S47)	24	73	33	55	63	197	53	93	59	133	85	81	150	33	29	95	117	125	26	200	330	82	48	21	72	10	61	21	11	31	36	16	18	14	20	15	19	12	17	18	22	17	19	25	25	47	16	63		
1973(S48)	24	73	33	55	63	197	53	93	59	133	85	81	150	33	29	95	117	125	26	200	340	83	49	21	73	10	61	21	11	31	36	16	18	14	20	15	19	12	17	18	22	17	19	25	25	47	16	63		
1974(S49)	24	73	33	55	63	197	53	93	59	133	85	81	150	33	29	95	117	125	26	200	350	84	50	21	74	10	61	21	11	31	36	16	18	14	20	15	19	12	17	18	22	17	19	25	25	47	16	63		
1975(S50)	24	73	33	55	63	197	53	93	59	133	85	81	150	33	29	95	117	125	26	200	360	85	51	21	75	10	61	21	11	31	36	16	18	14	20	15	19	12	17	18	22	17	19	25	25	47	16	63		
1976(S51)	24	73	33	55	63	197	53	93	59	133	85	81	150	33	29	95	117	125	26	200	370	86	52	21	76	10	61	21	11	31	36	16	18	14	20	15	19	12	17	18	22	17	19	25	25	47	16	63		
1977(S52)	24	73	33	55	63	197	53	93	59	133	85	81	150	33	29	95	117	125	26	200	380	87	53	21	77	10	61	21	11	31	36	16	18	14	20	15	19	12	17	18	22	17	19	25	25	47	16	63		
1978(S53)	24	73	33	55	63	197	53	93	59	133	85	81	150	33	29	95	117	125	26	200	390	88	54	21	78	10	61	21	11	31	36	16	18	14	20	15	19	12	17	18	22	17	19	25	25	47	16	63		
1979(S54)	24	73	33	55	63	197	53	93	59	133	85	81	150	33	29	95	117	125	26	200	400	89	55	21	79	10	61	21	11	31	36	16	18	14	20	15	19	12	17	18	22	17	19	25	25	47	16	63		
1980(S55)	24	73	33	55	63	197	53	93	59	133	85	81	150	33	29	95	117	125	26	200	410	90	56	21	80	10	61	21	11	31	36	16	18	14	20	15	19	12	17	18	22	17	19	25	25	47	16	63		
1981(S56)	24	73	33	55	63	197	53	93	59	133	85	81	150	33	29	95	117	125	26	200	420	91	57	21	81	10	61	21	11	31	36	16	18	14	20	15	19	12	17	18	22	17	19	25	25	47	16	63		
1982(S57)	24	73	33	55	63	197	53	93	59	133	85	81	150	33	29	95	117	125	26	200	430	92	58	21	82	10	61	21	11	31	36	16	18	14	20	15	19	12	17	18	22	17	19	25	25	47	16	63		
1983(S58)	24	73	33	55	63	197	53	93	59	133	85	81	150	33	29	95	117	125	26	200	440	93	59	21	83	10	61	21	11	31	36	16	18	14	20	15	19	12	17	18	22	17	19	25	25	47	16	63		
1984(S59)	24	73	33	55	63	197	53	93	59	133	85	81	150	33	29	95	117	125	26	200	450	94	60	21	84	10	61	21	11	31	36	16	18	14	20	15	19	12	17	18	22	17	19	25	25	47	16	63		
1985(S60)	24	73	33	55	63	197	53	93	59	133	85	81	150	33	29	95	117	125	26	200	460	95	61	21	85	10	61	21	11	31	36	16	18	14	20	15	19	12	17	18	22	17	19	25	25	47	16	63		
1986(S61)	24	73	33	55	63	197	53	93	59	133	85	81	150	33	29	95	117	125	26	200	470	96	62	21	86	10	61	21	11	31	36	16	18	14	20	15	19	12	17	18	22	17	19	25	25	47	16	63		
1987(S62)	24	73	33	55	63	197	53	93	59	133	85	81	150	33	29	95	117	125	26	200	480	97	63	21	87	10	61	21	11	31	36	16	18	14	20	15	19	12	17											

(表3) 学区数と学校数平均の推移



(表4) 小・中・大学区数の推移



(備考) 表3・4は、表1・2で得られた数値をグラフ化したものである。

高校通学区制度に関する研究

契機に公立高校通学区制度に関する条例の改正が相次ぎ、多くの県で学区制の放棄と学区の広域化が図られた。もともと職業課程の単独校化や伝統校への脱法入学問題などは「学区制期」においてすでに伏流として存在していた。こうした背景が経済政策の転換とともに、通学区域の広域化という形で顕在化したのである。また戦後のベビーブーム世代が就学年齢に達し、高校進学率とともに希望者数も増加した。そして都市部においては人口流入が進み、小学区の設定が困難となったことも学区の広域化を促したとののである。1963年の文部省初中局長通達「公立高等学校の入学者選抜について」（文初中第341号）では「一つの学区域内に数校の高等学校が含まれるようにすることが適当である」と明言され、通学区の広域化は文部省によっても是認されることとなった⁽⁸⁾。

（Ⅲ）広域化期（1966～75年）

普通科高校の増設により、学区内の学校数が増加し大学区化傾向の続いた10年とする。学区制導入の反動で再設定された通学区は広域のものであったが、「統合期」においてはある程度の「住み分け」⁽⁹⁾が可能であった。ところがその後の10年間で高校進学率は一挙に90%を突破するところとなり、高校受験がすべての中学生を対象とするようになったのである。この時期の政策意図としては高卒の労働力養成機関として職業科の増設を望んだが、住民は大学進学に有利な普通科高校の増設を期待した。そうした軋轢の中で各県は高校増設に取り組み、主に普通科高校の量的拡大が図られた。その際に広域に設定された通学区内に多くの普通科高校が併存することになり、交通手段の発達とともに序列化が進み学校間格差が生まれていったのである。

（Ⅳ）調整期（1976～84年）

通学区域の縮小や総合選抜制度の導入など、受験競争の緩和に向けた取り組みが積極的に行われた10年とする。通学区域の広域化は高校教育の健全な普及発展に支障を来すことが自覚化されるようになってきた。すなわち学区制の再評価がなされ、新たな概念として小学区制⁽¹⁰⁾が提示されるようになった。この時期に北海道、長野、岐阜、千葉、広島といった道県で通学区縮小の条例改正が行われた。また東京都で実施されていた学校群制度の波及により、総合選抜制度の実施県数は15県を数え過去最高となった。従来から実施していた県においても対象地域や対象校が拡大された。これらは民間教育運動の成果であったり、教育・福祉の充実を掲げる県政がとられたことを背景としている。

（Ⅴ）複合期（1985～93年）

1984年の学校教育法施行規則の改正から総合学科の導入までの10年とする。新たな条例改正や総合選抜制度の導入といった事例はほとんど見られなくなる。すなわちこの時期に高校通学区制度は各県ごとに基本形態の確立を見たと言える。当初から学区制の導入に積極的であった県はこの時期においても小学区に傾斜した制度選択を行う傾向にある。逆に消極的であった県は大学区を是認し、それを前提とした制度運用をする傾向が強い。前者の一部において小学区を否定する県もあるが、後者において小学区を志向する県は存在しない。ところが基本形態は確立しつつも、制度自体の持つ性格は変化し続けている。各県が高校通学区制度への関心を薄くした背景として1984年の学校教育法施行規則の改正⁽¹¹⁾がある。同改正では公立高校の入学検査の「同一問題、同一時期の一斉実施」を定めた第59条4項を抹消し、受験機会の複数化を促した。従来の二次募集ではなく、特に特色学科や普通科における推薦入試の実施を意図したものである。その結果、従来の通学区による縛りを受けない学科やコースがあらわれ、すべての中学生にとって受験しうる高校の数が増えたのである。その結果規則改正によらない形で通学区の広域化が起きたのである。

（Ⅵ）自由化期（1994年～）

1994年に総合学科が創設されてから、「複合期」に始まる実質的な通学区の広域化傾向に拍車がかかっている。すなわち通学区制度の空洞化の傾向が起きているのである。総合学科については「通学範囲に少なくとも1校が整備されていることを目標とする」と文部省「教育改革プログラム」には記

載されている。この「通学範囲」が通学圏を指すのか中・大学区を採用する県での通学区域を指すのかは不明である。ところが現行の総合学科を設置する高校のほとんどが全県学区となっていることから見ても前者の意味合いが強く、総合学科の高校に通学区制度を適用する意図はないと言える。総合学科は今日までに40県の74校（1997年度現在）で開設され、それらのうちで普通科高校がそのまま総合学科に転科・改組することで、従来の普通科が募集停止となったのは14校である。また普通科と職業課程を併置する総合高校がすべて総合学科となったのは31校である。これは通学区域の指定を受ける普通科高校がなくなり、全県学区の準普通科高校が生まれたことを意味する。岩手県立岩谷堂高校は1995年に普通科3学級、商業科2学級を総合学科5学級に改組した。同校は小学区の高校であったが全県学区の総合学科に改組することで、従来の通学区は隣接学区に合併されることとなった。それにより岩手県の通学区域数は20通学区から19通学区へと減少した。一方、前身が職業学科のみの高校にあってはもともとが全県学区であることが多く、通学区域の変更はほとんどない。しかし「準普通科」とも言える学校となることでその学校を含む普通科高校の通学区域内で他の普通科高校と競合することになる。総合学科の増加は「全県一区とすることは許されない」（行政実例：1956年10月18日委初287号）とした通達を実質的に骨抜きにするものであり、新たな序列構造を作り上げるところとなる。

各県において50年の制度経験を経てきた高校通学区制度を、教育実践の一形態として有効に機能させるか、もしくは無用のものとして放棄されていくかが今日鋭く問われているのである。

III. 各都道府県の制度形態分析

1. 全日制普通科高校

1984年以降通学区域制度そのものを改編する動きはほとんど見られなくなり、基本的な骨格は安定している。このことは各県における通学区制度がその地域で定着が図られたことの現れと見てよい。通学区制度は戦中期の前史を含めると50年以上にわたる歴史の中で様々な変遷をたどってきた。その変遷は日本全体の動きに大きく規定されつつも、各県ごとに独自の变遷をたどり現在の多様な形態を持つに至るのである。

	類 型	都 道 府 県 名			県 数
		1、大規模県 (11)	2、中規模県 (16)	3、小規模県 (20)	
A	地域対応型	兵庫	広島	徳島	3
B	小学区型		京都	山梨・宮崎	3
C	小中学区型		岡山・長崎	岩手・大分・沖縄	5
D	中学区型		山口	福井・和歌山 鳥取・島根・佐賀	6
E	中大学区型	千葉・神奈川 静岡・福岡	宮城・福島・栃木・群馬・新潟 長野・岐阜・熊本・鹿児島	青森・滋賀・高知	16
F	小中大学区型	北海道			1
G	小大学区型	東京		奈良	2
H	大学区型	茨城・埼玉・愛知 大阪	三重・愛媛	秋田・山形・富山 石川・香川	11

(備考) ①沖縄県については1972年の本土復帰以前の状況も検討の対象とした。

②大・中・小規模県は人口300万人以上、150万人以上、それ以下（1996年国勢調査）を基準として区分した。

ここでの検討対象は全日制普通科の公立高校とし、小学区・中学区・大学区を区分の柱とする。中学区と大学区を区分する理論的な根拠はないが、各県教委が通学区域を設定する際に一つの目安とし

高校通学区制度に関する研究

て用いられているという点で分類上は有効であると考え。すなわち、小学区に基本を置くか、中学区もしくは大学区に基本を置くか、更にはそれぞれを併用させるかである。これにより理論上は7つの形態が考えられるが、全県一律ではなく地域ごとに小学区や中・大学区もしくは総合選抜制度を使い分けるといった形をとる県があり、これを加えて8形態とする。また各県の制度形態の評価は50年間の歴史に照らして行うが、分類上1984年以降の制度形態を分類対象とする。以下に各類型ごとの特徴とその類型に含まれる県の制度状況を述べる。

(A) 地域対応型

県内の通学区域ごとに地域実態に応じた制度運用を認めている型で、兵庫、広島、徳島県がこれに当たる。ここでは中学区を適用する地域、大学区を適用する地域、総合選抜制度を適用する地域などが県域の中に混在している。更にはその総合選抜の方法が地域ごとに異なる場合もあるなど、多様な制度形態を併存している型である。これら3県は高校通学区制度を全県一律に適用しようとはせず、総合選抜制度を含めながら多様な運用形態を地域の実態に応じて用いている例である。

(B) 小学区型

通学区設定の基本を小学区に置いている型。京都、山梨、宮崎県などがこれに当たる。ただしすべての高校通学区を小学区に設定しているのではなく、均等配分の総合選抜制度が併用されている。しかしそれらはいくまで都市部において小学区に代わる次善の策として適用されていることから小学区に準ずると判断する。これらの県は戦後一貫して小学区を制度運用の基本として、高校の増設や学科改編に取り組んできた経験を有している。そして「困難校」と呼ばれる高校を作ることなく、高校教育の平均的な質的向上と普及を図ろうとしてきたのである。

(C) 小中学区型

小学区を基本としつつも中学区を併用させる型。小学区を設定するという前提に立ちつつもその後の経過により中学区を是認している状態である。岡山、長崎、岩手、大分、沖縄県などがこれに当たる。戦後当初からの小学区を主体とする制度経験を長く有し、基本的には小学区を母体としつつも、高校の新設や通学区拡大の要求に押される形で中学区を認めていったという歴史をたどる。都市部における中学区、郡部における小学区という図式が一般的である。

(D) 中学区型

県内の学区をすべて中学区程度に収めている型。小学区による制度運用は放棄しつつも極端な大学区化を避けるために中学区程度の区域設定を行っている例であり、山口、福井、和歌山、鳥取、佐賀県などが該当する。県域を均等に区分して学区間の不均衡をなくするという意図が含まれている。また島根県は全県2学区制であるが学区内学区を定める高校が8校存在することから中学区型として区分した。

(E) 中大学区型

中学区を基本としつつも一部の学区で大学区を含んでいる型。現行ではこの類型に含まれる県が最も多く、平均的な制度形態と言える。大規模県では千葉、神奈川、静岡、福岡県、中規模県では宮城、福島、栃木、群馬、新潟、長野、岐阜、熊本、鹿児島県、小規模県では青森、滋賀、高知県が含まれ全部で16県を数える。およそどの地域でも4～6校程度の就学可能校が保障される形で区分がなされている。ただし制度運用の意図としては県の規模によって異なってくる。すなわち規模が大きくなるほど受験競争の緩和や学校間格差の是正といった期待が込められる傾向にある。中小規模の県では中学区型の学区設定を行いつつもその後の高校増設に伴い再度の学区分割を行わなかったために一部に大学区が生じたのである。

(F) 小中大学区型

県内に小学区・中学区・大学区とすべての区分に含まれる通学区を持つ型。北海道のみを対象とす

る。島嶼部を抱える県などでは実質的にはこの型に含まれるが教育委員会規則に小学区の地域区分規程がなされていないために省いた。北海道は道規則として小中大学区の並立を認めているが、道域が広大なためそれぞれの地域に応じた形での通学区設定を行っている。

(G) 小大学区型

大学区を基本としつつも一部小学区を認めている型。離島部の3小学区を抱える東京都(大島学区は中学区であるが小学区に準ずると判断した)と山間部に1小学区を設定する奈良県がこれに当たる。公立高校のほとんどすべてが大学区の地域に含まれることから、実質的には大学区型に分類することも可能であるが、小学区を一部におく一方で残りを「巨大学区」とも言うべき大学区を作り出すという特徴を持つため別に区分した。

(H) 大学区型

すべての学区が大学区となっている型。大規模県では茨城、埼玉、愛知、大阪府であり、中規模県では三重、愛媛県、小規模県では秋田、山形、富山、石川、鳥根、香川県など12府県が含まれ、中大学区型に次ぐ数となっている。大規模県の一部を除いてほとんどの県では2~4通学区程度に県域を区分しているため、通学区域が広域なものになっている。大規模県では制度運用の必要を認めつつも私立学校との競合といった問題から、最終的に大学区を設定したという経緯を持っている。また茨城県や埼玉県は首都圏にあることから東京都の動向に影響を受けるところが大きい。

2、全日制普通科以外の課程・学科

高校通学区制度は全日制普通科高校のみを対象とするのではなく、定時制課程を含むすべての学科に適用されるものである。ここではそれらの課程・学科についてどのような制度形態がとられてきたかを概観する。

(農業系の学科)

公立の旧制実業学校で最大多数を占めていたのが農業学校である⁽¹²⁾。また多くが定時制課程となった青年学校でも農業教育を主とする教育が行われていた。こうした経緯から戦後当初の学区制による「総合制高校」には多くが農業科を持つこととなり、多くの県で普通科に準ずる通学区域が設定された。その後の全体的な傾向としては、1950年代に入り2~4学区程度に定めていた県で全県学区化が起きた。1960年代に入り小規模学区であったところも規則改正や募集停止により次第に中規模学区へと拡大していった。1970年代以降は農業政策の転換や産業構造の変化に伴い、学科の改組や統廃合が進み全県学区化が進んだ。現在も一部に通学区を規程している府県があるがそのいずれもが普通科に言うところの大学区規模の通学区域となっている。

(工業系の学科)

旧制の工業学校は農業学校に比べて数が少ない上に様々な学科に細分化されていたため総合制高校に併設させることは施設設備の面からも物理的に不可能であった。従って学区制を導入した県でも多くは2~5学区に区分した小学区を普通科とは別に設定せざるを得なかったのである。従ってほとんどの県では1950年前後の最初の規則改正ですぐに全県学区と改めたのである。それらとは別に比較的小規模学区に区分していた県としては山口県や福岡県がある。こうした一部の例を除いて大半の県では1960年代以降通学区は全県学区となっていった。

(商業系の学科)

商業学校は私立学校も含めて都市部に多くが設立されていた。学区制導入時も比較的容易に普通科との併置が行われ、普通科に準ずる通学区設定が可能であった。ところが1950年代に普通科と職業科の分離という方針が旧制商業学校関係者の多くが支持するところとなり、一部で分離独立が進んだ。ところでこうした傾向とは別に、商業科は農業系や工業系の学科に比べれば学区拡大の傾向は緩やか

高校通学区制度に関する研究

であった。これは商業科が実務者養成の面で普通科に準ずる性格を有することから、都市部の府県において小規模学区の設定に関心が払われたことに起因する。

(家庭系の学科)

新制高校の家庭に関する学科の母体は高等女学校や実科女学校であり、これも比較的容易に普通科に併置される形で開設された。女子生徒の入学を前提としていたことから普通科における男女共学が進むにつれて規模の縮小や募集停止が行われた。その結果当初は小規模の小学区による通学区設定がなされていても次第に広域の「小学区」となる例が多く見られた。

(定時制課程)

定時制課程は戦後当初は都市部における中等学校の夜間課程と農村部における青年学校を母体とする新設の課程などが主体であった。学区制導入当初は普通科のみならず農業科や家庭科などでも小学区による通学区設定が行われた。1950年代に多くが県立の全日制課程に移行したり募集停止が行われるとともに通学区が解消されていった。1960年代には都市部での定時制課程は増加を見るが、1970年代に入り全日制課程の規模が増大する中で定時制課程は規模の縮小が行われた。現行の教育改革では定時制の改革は重要課題となっている。通学区設定については居住地と勤務地の両方が指定対象となるため、特に都市部においては設置計画以上の価値は持たなかった。

3、総合選抜制度

類型	実施形態	実施県
I	学区内のすべての高校が総合選抜制度の対象校となり、学区外の高校と競合しない。	北海道・東京（1・3期）・ <u>山梨</u> ・ <u>京都</u> ・ <u>兵庫</u> 岡山（1962年まで）・広島（1975年までとそれ以降の一部） 徳島（1期）・高知・長崎（1期）・大分（一部）・宮崎
II	学区内の高校すべてが参加するが、学区外の高校とも競合する。	岡山（1962年以降）・ <u>徳島</u> （2期）・ <u>長崎</u> （2期）
III	学区内の一部の高校が参加する。	東京（2期）・ <u>福井</u> ・岐阜・愛知・三重・鳥根 広島（1975年以降の一部）・大分（一部）

(備考) 下線を付した県は現在も継続している県

(制度の変遷)

総合選抜は戦中期における中等学校の「総合考査制」を前史としており、「学区制」と併用されることで中等学校入学問題の解決策となることが期待されたのである。戦後、文部省は「総合考査制」に代えて「総合選抜」という用語を用いるようになる。総合選抜とは同一学区内にある複数の同一課程・同一学科の高校について入学者定員に当たる合格者を決定した後、考査成績や人物評価、通学距離などの基準に基づいて各校に配分する方式をいう。総合選抜は新制高校発足当初、戦中期に実施経験を持つ10府県において実施された。主に普通課程のみが対象とされたが京都市や岡山県などでは商業科や家庭課程でも実施された。その後学区制の実施が主眼とされたため総合選抜を実施する県は増加しなかった。ところが1960年代に入り普通科高校が増設されるに伴い「新設校の育成」を主眼とする行政目標により総合選抜制度を普通科高校に導入する動きが多く見られるようになった。一般に新設校が設置された場合、同校への就学は敬遠され既設校へと志願者の偏りが起きるところとなる。その結果新設校は地域の序列構造の中で下位に位置づけられ、更には定員割れを起こすことにもなる。こうした事態を避けるために総合選抜制度は有効な手段として広がっていったのである。1980年代以降、総合選抜は実施地域での制度定着を見るに至り、新規導入や廃止といった事例は少なくなる。制度運用の年数を重ねることで、学区ごとの入学者調整方法として安定していったのである。

(総合選抜実施状況)

	北海	青森	千葉	東京	石川	福井	山梨	岐阜	愛知	三重	京都	兵庫	和歌	鳥取	岡山	広島	徳島	高知	長崎	大分	宮崎	鹿児島	
1949 (S24)											A				A								2
1950 (S25)											A				A					A1			3
1951 (S26)											A				A					A1	A		4
1952 (S27)		F		B1	A						A		F		A		D1	A	A1	A		10	
1953 (S28)		F		B1	A						A	E	F		A		D1	A	A1	A		11	
1954 (S29)				B1							A	E			A		D1	A	A1	A		8	
1955 (S30)				B1							A	E			A		D1	A	A1	A		8	
1956 (S31)				B1							A	E			A	E		A	A1	A		8	
1957 (S32)				B1							A	E			A	E		A	A1	A		8	
1958 (S33)				B1							A	E			A	E		A	A1	A		8	
1959 (S34)				B1							A	E			A	E		A	A1	A		7	
1960 (S35)				B1							A	E			A	E		A	A1	A		7	
1961 (S36)				B1							A	E			A	E		A	A1	A		7	
1962 (S37)				B1							A	E			A	E		A	B2			7	
1963 (S38)				B1							A	E			B	E		A	B2		A	7	
1964 (S39)				B1							A	E			B	E		A	B2		A	8	
1965 (S40)	A			B1							A	E			C	B	E	A	B2		A	9	
1966 (S41)	A			B1							A	E			C	B	E	A	B2		A	8	
1967 (S42)				C2							A	E			C	B	E	A	B2		A	8	
1968 (S43)				C2			A				A	E			C	B	E	A	B2		A	8	
1969 (S44)				C2			A				A	E			B	E		A	B2		A	8	
1970 (S45)				C2			A				A	E			B	E		A	B2		A	8	
1971 (S46)				C2			A				A	E			B	E		A	B2		A	8	
1972 (S47)				C2			A				A	E			D	B	E	B2	B2		A	10	
1973 (S48)				C2			A				A	E			D	B	E	B2	B2	C	A	12	
1974 (S49)				C2			A				A	E			D	B	E	B2	B2	C	A	14	
1975 (S50)			C	C2			A				C	C	A	E		D	B	E	B2	B2	C	A	15
1976 (S51)			C	C2			A				C	C	A	E		D	B	E	B2	B2	C	A	15
1977 (S52)			C	C2			A				C	C	A	E		D	B	E	B2	B2	C	A	15
1978 (S53)				C2			A				C	C	A	E		D	B	E	B2	B2	C	A	14
1979 (S54)				C2			A				C	C	A	E		D	B	E	B2	B2	C	A	14
1980 (S55)				C2			A				C	C	A	E		D	B	E	B2	B2	C	A	15
1981 (S56)				C2			A				C	C	A	E		D	B	E	B2	B2	C	A	15
1982 (S57)				C2			A				C	C	A	E		D	B	E	B2	B2	C	A	15
1983 (S58)				B3			C	A			C	C	A	E		D	B	E	B2	B2	C	A	13
1984 (S59)				B3			C	A			C	C	A	E		B	E	B2	B2	C	A	13	
1985 (S60)				B3			C	A			C	C	E	E		B	E	B2	B2	C	A	13	
1986 (S61)				B3			C	A			C	C	E	E		B	E	B2	B2	C	A	13	
1987 (S62)				B3			C	A			C	C	E	E		B	E	B2	B2	C	A	13	
1988 (S63)				B3			C	A			C	C	E	E		B	E	B2	B2	C	A	13	
1989 (H1)				B3			C	A			C	C	E	E		B	E	B2	B2	C	A	12	
1990 (H2)				B3			C	A			C	C	E	E		B	E	B2	B2	C	A	12	
1991 (H3)				B3			C	A			C	C	E	E		B	E	B2	B2	C	A	12	
1992 (H4)				B3			C	A			C	C	E	E		B	E	B2	B2	C	A	12	
1993 (H5)				B3			C	A			C	C	E	E		B	E	B2	B2	C	A	12	
1994 (H6)							C	A			C	C	E	E		B	E	B2	B2	C	A	11	
1995 (H7)							C	A			C	C	E	E		B	E	B2	B2	C	A	11	
1996 (H8)							C	A			E	E			B	E	B2	B2	C	A	10		
1997 (H9)							C	A			E	E			B	E	B2	B2	C	A	9		

A…学区内校がすべて参加
 B…学区内校はすべて参加するが不参加校への
 C…学区内校の一部が参加
 D…志望優先配分（ABCDEの区分に優先する
 E…その他
 F…不明
 (註) A1、B2等の数字は1期、2期をさす。

(実施形態)

次に総合選抜の実施形態であるが、文部省の統計上は一括される⁽¹³⁾この制度も、学区内校の参加形態や合格者の配分方法更には学校の組み合わせ方などで様々な形態をとることになる。ここでは参加形態と入学者決定方法のそれぞれについて、その形態の概要と特徴を明らかにする。

I 類型は対象とされたのはすべて都市部の学区であり、多くの県においてそれ以外の学区には小学区の設定がなされている。つまり県全体の構想としては県全域に小学区を徹底させようとするが都市部においてそれが困難であるという判断のもとで総合選抜制度を適用したのである。すなわち小学区に準ずる地域区分の制度として総合選抜は実施されているのである。ただし東京や兵庫の一部に見られた希望者優先配分をとる場合はこの限りではない。

II 類型は総合選抜参加校への入学希望者が広範囲に居住する場合に起きている形態である。岡山では参加校自体が上位校に位置する一方で全県学区の高校が多数存在し学区間の相互乗り入れも可能である。徳島は総合選抜参加校に県下全域からの志願が可能になっている。長崎県は学校ごとに通学区を定めているが総合選抜参加校の学区は周辺の高次の学区と重複して設定されている。これらに共通するのは総合選抜参加校それぞれが上位校として位置付いていることである。

III 類型は大分以外では学校群制度と呼ばれる形態のものである。2校が1つの群を構成してそれを1校と見なして総合選抜を行うのである。福井・岐阜・三重などがこれにあたる。また参加校が3校以上ある場合はそれぞれが連鎖する形で2つの学校と群を編成し、それぞれの学校と50%ずつの総合選抜を行う。これを連鎖状学校群制度と呼び、東京・愛知などがこれにあたる。東京の場合は一般に上位校と下位校を組み合わせることで高校の平準化を図ろうとした。しかしそれ以外の県では参加校

高校通学区制度に関する研究

自体が上位校であり、学区内に同一学科の高校を有しているため学区全体の平準化をはかることは不可能である。すなわちこれらの県の学校群制度については小学区に準ずる制度として総合選抜制度に含めることはできない。なお広島については学校群以外の高校は島嶼部に位置することで地理的に離れているものが多くⅡ類型に準ずる。また大分は総合選抜不参加校は女子校と周辺地域の高校であるためこれもⅡ類型に準ずる。

(入学者決定方法)

総合選抜では入学者の総定員分の合格者を決定した後、どのように各校に配分するかで形態は変化する。まず成績順による希望者優先配分とその方式をとらない公正配分とがある。前者は東京(1・3期)に見られ、成績上位者から順に希望校に配分され希望校が定員を越えた場合は第二志望以下の高校に配分される。この形態の特徴は合格最低点を越えていれば必ずどこかの高校には入学できるという以外に価値はなく、基本的には単独選抜と大差はない。また兵庫県の一部に一定比率の成績上位者にのみ志望校への優先合格を認めるという制度がある。次に後者の公正配分であるが、居住地・成績・志望・性別・人物評価などの条件をどのように組み合わせるかは県によって更には年度によっても様々である。主な形態としては「①居住地に応じて配分する方式」「②居住地を考慮しつつ成績均等配分する方式」「③志望を考慮しつつ成績均等配分する方式」「④志望、居住地等の条件は勘案せずに成績均等配分をする方式」などが見られる⁽¹⁴⁾。このように手続き面では様々な形態があるが、結果として参加校の生徒の質はほぼ均等になるようには運営されている。上記の2例以外はすべてここに言う公正配分方式がとられている。

(公正な総合選抜制度)

以上見てきたように、総合選抜制度には様々な形態がありこれらを一括して捉えることはできない。つまりⅠ類型は小学区設定の次善の策として予定されたのに対してⅡ類型やⅢ類型などは単独選抜の変形と見ることができ。後二者においては総合選抜対象校内に格差は少ないものの、非対象校との間で格差が生じるのである。また公私間比率や職業学科との比率、更には学区外入学者の配分率などによって総合選抜対象校の「地位」が上下する。つまり公立高校の入学者選抜方法や高校通学区制度の改革を論じる上で総合選抜制度を一括して語ることはできないのである。

総合選抜制度を小学区による通学区設定に準ずる制度として捉えるならば、それはⅠ類型においてのみ対象とされ、更には公正配分をすることが求められる。本論文では公正配分を前提としたⅠ類型(学区内のすべての高校が総合選抜制度の対象校となり、学区外の高校と競合しない状態)による総合選抜制度を「公正な総合選抜制度」と呼ぶ。この状態にあっては新設校の育成や対象校間の格差是正は容易となり、ひいては高校の序列化構造そのものを変革する契機となる。また配分方法については①や②の方式をとることで都市部においても小学区に近い高校を作ることが可能となる。「公正な総合選抜制度」を実施している山梨、京都、兵庫(一部)、宮崎県などでの取り組みは積極的な制度運用方策として多分に制度的価値を有していることが理解できる。

Ⅳ. 高校通学区制度の射程

1. 学区制の限界と可能性

新制高校の設置形態は総合制高校が模範とされたが、実態としては多課程併置型の「総合制高校」が一定の割合で創出されるにとどまった。その後課程ごとの独自色が強まるにつれて分離・独立が進み、同時に通学区が拡大していったのである。ここでは学区制が十分に定着しなかった理由を整理するとともに、学区制の持つ今日的な価値の抽出を試みたい。

我が国の中等学校は複線型を前提として発達してきた。大正期に入り、上級学校進学を目指す普通

校と中堅実務者を養成する実業校とが並立し、一方で大半の者は中等学校に進学することなく一般労働者となった。昭和期に入りそれらの者には中等学校の範疇には入らない青年学校が準備されることになった。それぞれに歴史を持つ普通校・実業校・青年学校を1947年を境に統合することはかなりの困難を要した。結果としてそれらは分離の道を歩むことになるがそれぞれの事情を検討する。まず実業校にとっては普通校と統合されることで実務者養成の機能が低下することをおそれたのである。当時の高校進学率は50%以下であり、高卒生は即戦力の中堅実務者として期待された。こうした実業校の意図と国家レベルでの政策方針とが一致して普通課程との職業課程の分離が進んだのである。次に普通校においても同じ状況にあった。上級学校への進学を前提とした普通校に非進学者を受け入れることは「質の低下」を招くことになり、高校が大衆化するにつれてその傾向は増すことになる。そこで旧制中学校・高等女学校の流れをくむ高校の関係者にとって職業課程の分離と同時に「質の低下」を招く生徒の排除が期待されたのである。この期待は通学区域の拡大という形で満たされることになる。最後に青年学校であるがその多くは市町村立の定時制高校もしくは県立高校の分校となり、その後県立高校もしくは本校へと発展していく。これらは主に農村部における高校教育の普及が目的とされ、年数を重ねることで既設校との融合が図られることが期待された。しかしその年数を待つことなく、「質の低下」を招く生徒の受け皿として位置付けていく。これらは旧制中等学校関係者の思惑やそれを支持する父母・住民層の意図が政策の後押しを受けてもたらされた事態である。

以下に学区制が定着しなかった理由を整理する。第一に普通校・実業校・青年学校という異なる前史を持つ学校を政治的強制力をもって一挙に統合しようとしたこと。第二にその結果総合高校は多課程併置型のものにならざるを得なかったこと。第三に志願者が収容定員を超える場合が多く、選抜試験の実施を余儀なくされたこと。第四に選抜試験の結果小学区ごとの合格最低点に格差が生じたこと。第五に旧制中等学校の関係者に独立の希望が根強くあったこと。第六に1950年代半ば以降に大幅な政策転換があったこと。第七に各県の財政状況が総合高校の設置を進めるだけの予算配分を許さなかったこと。こうした理由が複雑に絡み合いながら、戦後初期から各県で推進されていた学区制は後退していったのである。

ところで学区制が有している制度的価値は制度そのものが十分な定着を見なかったという理由だけで無視されてよいものではない。学区制の意義としては「①高校教育の機会均等」「②高校教育の地域化」「③入学競争の弊害排除」「④高校教育の普及」などが導入当時にあげられている⁽¹⁵⁾。そして学区制導入後の変化として「(1) 地域社会に即した教育が行われるようになり、地域の学校への関心が高まった」「(2) 学校差が少なくなり、従来のいわゆる二三流校がなくなった」「(3) 志願者が特定の学校に偏らず入学難が解消された」などが一部の府県から報告されている⁽¹⁶⁾。ところでこうした報告に見られる好ましい変化は今日の高校教育がまさに目標とすべきところである。受験準備競争の排除や学校と地域の連携強化などは現在の教育改革が重点課題とする問題である。つまり今日の教育課題を克服する上でも学区制は多分に制度的価値を含んでいるのである。

2、高校通学区制度の到達点

「自由化期」を迎えている今日、どの県でも高校通学区制度そのものを大きく変更しようとする動きは見られない。そこでは学科や課程の細分化を進め、受験機会の複数化と全県学区の学校を作ることによって実質的な通学区制度の空洞化へと進んでいるのである。こうした状況下であってなお、高校通学区制度が積極的な制度として再度そして新たに自覚化されなければならない。そのためにはこれまでの制度経験から得られた歴史的教訓と現在の到達点を確認する必要がある。そこで以下に四点にわたり整理して総括したい。

高校通学区制度に関する研究

第一に中学校段階での受験競争を緩和するには小規模学区が望ましいとする理解が生まれていることである。大半の県は中大学区型に含まれ大学区の状態を是認しているがそれ以上に大学区化することも望んではいない。すなわちある程度の選択の幅は認めつつも無制限に認めるということではないのである。選択の幅としては文部省の区分に言う中学区（2～6校）規模が平均的な理解として定着していると見ることができる。しかし6校を上限とする理論的な根拠はなく、受験競争を緩和するにはできるだけ1校に近いことが望まれる。山梨、京都、長崎、宮崎、大分、沖縄などの府県や兵庫、広島、北海道の一部地域では小学区もしくはそれに準ずる小規模学区を今日に定着させている。こうした府県の取り組みは今後更に検証され他県に波及することが期待される。

第二に総合選抜制度には様々な運用方法があり、その運用如何では学校間格差の解消を進める上で有効であることが実証されたことである。戦前にその前史を持つ総合選抜制度は多くの府県で様々な方法によって制度経験を経てきた。学区内全校の参加と公正配分を前提とする総合選抜は短期間で新設校を既設校並に育成し、両者の間に格差を生じさせないという効果をもたらす。それ以外の方法による総合選抜は結局は単独選抜と同質のものであり、ほとんどが定着を見ることなく廃止された。こうした過去の経験と今日に「公正な総合選抜制度」を継続する山梨、京都、宮崎の府県と兵庫県の一部地域での実績は評価されるべきである。

第三に小規模学区を全県一律に設定することはほとんどの県にとって実現可能性に乏しいということである。戦後当初から学区制を導入しなかった県や男女共学制さえも不十分である県にとって小規模学区を設定するという経験はない。私立学校と競合する都市部においては総合選抜を導入することさえも否定的である。東京都の動きは大都市を抱える府県にとっては象徴的であり、茨城、埼玉、愛知県などではほとんど通学区と呼べるものは存在していないといった状況にある。また県域を2から3学区程度に区分している県では中核都市にある伝統校を頂点とした序列構造が長年にわたり形成されている。こうした県に対して戦後初期に学区制を導入したように強権的な通学区設定を施したとすれば住民や学校関係者らの反発を招くことは必至である。

第四に職業系の学科・高校に小型学区を志向する通学区制度を適用する必要はないということである。日本の新制高校はアメリカ型の総合制高校にはなり得なかったのである。それは母体となった実業学校の問題と同時に中等後教育の制度の違いにも起因している。コミュニティカレッジのような制度を持たない我が国にとって職業系の学科・高校には卒業後すぐに中堅実務者となることが要請されてきた。現在では専門学校がその役割の多くを果たしているが、その多くは私立学校であることから多額の教育私費を余分に投入することが求められる。従って今日なお中堅実務者を専門的に育成する職業系の学科や高校は必要とされ、その存在意義は増している。専門性の高い職業準備教育をするには十分な施設設備を必要とし普通科校に併設する程度のものでは十分な教育ができないのである。そうした意味で職業系の学科が全県学区的なものになっていったのは必然的な結果として受け止めるべきである。すなわち不十分な形で普通科に準ずる通学区を設定することや普通科高校に機能を分散させて新たに「総合制高校」に改組することは職業学科の教育力の低下へとつながるのである。そうした現状と普通科高校における総合制による教育課程再編成を講じるという前提に立てば、高校通学区制度は全体の7割を占める全日制普通科高校を主対象とすることが認められるのである。

V. 今後の検討課題

今後の高校通学区制度を考察する上で全日制普通科高校を主対象とすべきことは前節の第四に確認した。次に積極的な高校通学区制度の運用方策を考察する上で第三の否定的側面は十分に認識しておかねばならない。その上で第一と第二の肯定的側面に焦点を当て、否定的側面を克服していく上でこの肯定的側面にいかに生かしていくかが検討されなければならない。そのためには更なる研究が必

要となるが、以下に本研究を通して認識された今後の課題を二点提示しておきたい。

(1) 地域研究の深化

高校通学区制度を積極的に運用している府県の実例に対して更なる実証研究を進めることである。そうした制度が地域で支持され定着した理由を地域の歴史・政治・経済・文化・地理的条件、更には国・私立学校との関係などを把握した上で総合的に再評価を下すことが必要となる。

(2) 小学区制の制度概念の確立

小学区制は「総合制」の教育課程を前提として「1通学区に1校配置した状態」をさす。そこに言う総合制高校は学区制期に作られた多課程併置型のものではない。また教育自治区と通学区の関係や総合制の教育課程編成の手続きなど検討すべき事項が多くある。すなわち小学区制ははまだ制度概念の確立したものではなく検討課題として残されているのである。

註

- (1) 三上和夫は戦後の高校通学区制度について「区域設定と運用の技術の診断・類型化・評価は十分にされていない」（『中等教育経験の成熟』竹内常一他編『青年期をひらく制度改革』労働旬報社、1995年、81頁。）とし、「調整技術の意義が解読され波及可能なように類型化や定型化がなされ、社会的承認の経緯が明らかにされているとはいえない」（『家計負担教育費の社会的結果』『教育行政学会年報』第23号、1997年、47頁。）と分析する。
- (2) 教育委員会法の制定過程において、当初CIEは高校通学区を市町村の行政区画とは別の法定の特別教育区として想定した。そして府県立の中等学校は市町村に移管すべきであると主張した。しかしその後の文部省との折衝で県域を高校ごとに区分するという前提で上の条項が認められた。この間の経緯は、天城勲「教育委員会制定過程覚え書き書」（連載9回、『ジュリスト』1991年2月1日[972号]～6月15日[981号]、有斐閣）に詳しい。
- (3) 北岡健二『教育委員会法逐條解説』学陽書房、1952年、196頁。
- (4) 木田宏『逐條解説地方教育行政の組織及び運営に関する法律』第一法規出版、1962年、295頁。
- (5) 北岡健二、前掲書、197頁。
- (6) 木田宏、前掲書、294～296頁。
- (7) 文部省において、学区の区分で「中学区」を2校以上とし、「大学区」を全県学区としたことは、少なくとも普通課程での「中学区」を認めないという姿勢のあらわれと見て取ることができる。
- (8) 文部省が中学区を2～6校、大学区を7校以上と区分したのは1957年の調査からである。それ以前においては大学区は全県学区のことを指していた。地教行法を境に文部省による「中学区」と「大学区」の区分が変わったのである。この事実は地教行法の性格や小学区制を理解する上で留意すべきである。以下の文献において、統計数値に大きな誤差が認められたり、地教行法以前と以後の学区区分を同じものとして数値処理したと認められるものがある。
- ・国立教育研究所編『日本近代教育百年史』（1974年）365頁の「表20 高等学校学区の変遷」（1952年度の資料統計）。
 - ・門脇厚司他編『高等学校の社会史』東信堂、1992年、80頁・107頁。

【1952年から1956年度までの小・中・大学区数】

学区の大きさ	1952年度	1953年度	1954年度	1955年度	1956年度
小学区	15	12	14	14	9
中学区	3	3	2	1	1
大学区				2	3
小・中学区併用	23(24)	24(25)	21(22)	21(22)	22(23)
小・大学区併用					
中・大学区併用	5	6	6	6	7
小・中・大学区併用		1	2	2	4

(備考) ① () 内は沖縄県を含めた数。

②基礎資料は、文部省『公立高等学校入学者選抜方法に関する調査報告書』（各年度）としたが、中学区を2～6校として再計算した。

高校通学区制度に関する研究

- (9) 高校進学率が5割程度であり、大学進学を目指すもの、高卒で就職するもの、中卒で就職するもの三者の間に一元的な価値による序列意識は比較的希薄であったと考える。
- (10) 本論文では学区制と小学区制を別の概念として用いる。小学区制とは「1通学区1普通科高校」の設置形態さすのではなく、普通科高校・職業高校を統合した総合制高校（多学科併置型ではない）を前提として「1通学区1総合高校」の設置された形態を言うものとする。
- (11) 同規則は、中曽根首相（当時）の指示により発足した「高校入学者選抜方法の改善に関する検討会議」（通称「木田会議」）での原案をもとに出されている。木田会議では通学区域については「特色ある高校の学科等については、可能な限り広い範囲から受験できるようにすることが望ましい」と述べる。
- (12) 戦後の新学制導入時点での中等学校数は以下の通りである
「中学校（609）高等女学校（904）農業学校（428）工業学校（266）商業学校（252）」
文部省調査『公立高等学校統廃合実施状況調査報告』（1949年）による。
- (13) 一部に合同選抜と称する地域があるが、必要以外は総合選抜として一括する。また学校群制度やグループ内合同選抜制度などがあるが、これらも総合選抜制度の一形態として扱う。
- (14) 木下春雄による区分（木下春雄『高校教育改革の基本問題』、民衆社、1973年、101～116頁）では5形態に区分する。
- (15) 文部省『公立高等学校入学者選抜状況および学区制に関する調査報告書』昭和27年度、61頁。
- (16) 文部省、前掲報告書、62頁。

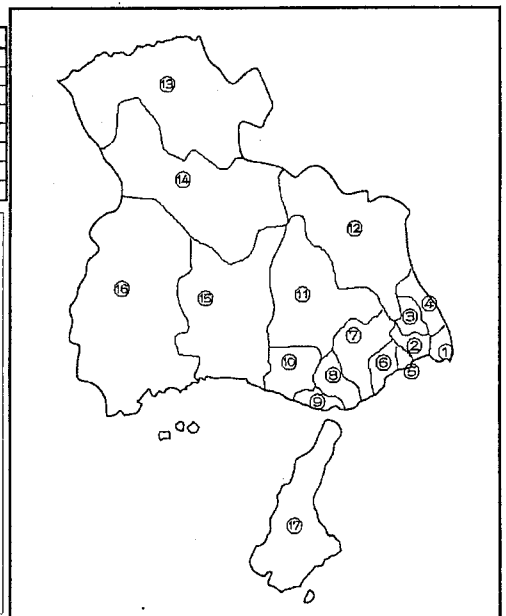
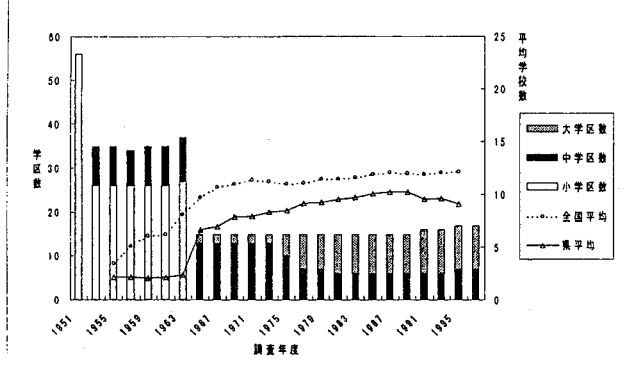
◇参考資料・兵庫県の高中通学区制度◇

区分上は中学区（7）と大学区（10）の併用となるが、総合選抜地域が5学区と連携校方式をとる地域が2学区ある。総合選抜制度の4学区においては小学区に近い運用を行っている。連携校方式とは各高校ごとに連携する中学校が指定され、その中学校から生徒を受け入れるという方式であり、小学区に近い形態となる。一方で神戸市や姫路市といった大都市では中・大学区の単独選抜方式がとられている。従って実質的な区分としては小学区（6）中学区（3）大学区（8）の状態と言える。兵庫県は旧制の五つの諸国が統合されてきたという経緯を持ち、旧国ごとに独自の文化風土を持っている。戦後当初は学区制を導入したが1952年に35学区に、1964年に15学区と拡大を重ねた。しかし阪神地区を中心に総合選抜制度は様々な方式で実施され、神戸市や姫路市とその周辺地域以外では小学区が続いた。その結果35学区への拡大の後、明石学区には総合選抜制度（1975年）が、北但、南但の2学区には連携校方式（1970年）が導入された。現在は17学区にまで分割されたが、①志望10%、残りは居住地優先の総合選抜（3学区）②志望40%、残りは居住地優先の総合選抜（1学区）③成績均等配分方式の総合選抜（1学区）④6%の希望生を受け入れる連携校方式（1学区）⑤5%の希望生を受け入れる連携校方式（1学区）⑥単独選抜（10学区）の6種類の形態がとられている。こうした状況は全国的にも稀な例であり、都市部・山間部・島嶼部がそれぞれに独自の文化圏を築いてきた歴史から生まれたと言える。また地域の状況に応じた制度選択をした県教委の柔軟な姿勢が背景にあったと言える。

学区内ごとの学校数（全日制普通科）

	1校	2校	3校	4校	5校	6校	7校	8校	9校	10校以上	学区数
1955年	25	3	4	1		1					34
1961年	26	3	4	1		1					35
1967年	2	3	3	5			2				15
1975年		1	1	3	3	2	1	3	1		15
1981年		2	2	3	3	1	2	3	1	3	15
1987年			2		2	2	1	2	2	4	15
1993年		2	2	2	2	2	2	2	3	3	16
1997年			2	1	2	2	2	3	3	2	17

学区規模と学区内校数の推移



【学区名】

- ①尼崎 ②西宮 ③宝塚 ④伊丹 ⑤芦屋 ⑥神戸第1 ⑦神戸第2 ⑧神戸第3
- ⑨明石 ⑩加印 ⑪北播 ⑫丹有 ⑬北但 ⑭南但 ⑮姫路・福崎 ⑯西播 ⑰淡路

(注) 紙面の都合上、兵庫県のみを記載した。他の46都道府県の状況については、拙稿『教育改革と高校通学区制度』（神戸大学大学院教育学研究科修士論文、1998年）の資料集（上記資料と同様の書式）を参照されたい。